

平成三十年十一月

平成三十年十一月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区

目次

|         |  |     |
|---------|--|-----|
| 議案第二十一号 | 文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例                      | 1頁  |
| 議案第二十二号 | 文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例                       | 3頁  |
| 議案第二十三号 | 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例                          | 5頁  |
| 議案第二十四号 | 文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 7頁  |
| 議案第二十五号 | 訴えの提起について                                      | 9頁  |
| 議案第二十六号 | 文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について             | 11頁 |
| 議案第二十七号 | 文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について             | 13頁 |
| 議案第二十八号 | 文京総合体育館等の指定管理者の指定について                          | 15頁 |
| 議案第二十九号 | 文京区立肥後細川庭園の指定管理者の指定について                        | 17頁 |
| 議案第三十号  | 文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について           | 19頁 |



議案第二十一号

文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例

文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「進行性筋萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

第三条第二項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表中「進行性筋萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例第三条第二項第一号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者等福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(説明)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十二号

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例  
文京区精神障害者福祉手当条例（平成二十九年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区精神障害者福祉手当条例第三条第二項第一号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の精神障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の精神障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（説 明）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十三号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の部に次のように加える。

後楽園駅前自転車駐車場

東京都文京区春日一丁目十五番

別表第一の二の部駕籠町公園前自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例中別表第一の一の部に後楽園駅前自転車駐車場の項を加える改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から、同表二の部駕籠町公園前自転車駐車場の項を削る改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）



後楽園駅前自転車駐車を新設するとともに、駕籠町公園前自転車駐車を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第二十四号

文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
(文京区児童育成手当条例の一部改正)

第一条 文京区児童育成手当条例(昭和四十六年十月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第二条 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月文京区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(文京区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の文京区児童育成手当条例第四条第二項第一号の規定は、平成三十一年六月以後

の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

(文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第四条第一項第一号の規定は、平成三十二年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説明)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十五号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

訴えの提起について

文京区は、次のとおり訴えを提起する。

一 件名

住宅使用料等の支払請求に関する民事訴訟

二 相手方

主たる債務者

連帯保証人

三 概要

相手方

（以下「主たる債務者」という。）は、文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住していた際の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、文京区の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。

このため、文京区は、本件住宅の使用料等について、主たる債務者及び相手方

（以下「連帯保証人」

という。)に対し、平成三十年六月二十九日を期限として連絡をするよう通知をしたが、主たる債務者及び連帯保証人は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

#### 四 請求の趣旨

- (一) 主たる債務者及び連帯保証人に対し、連帯して使用料等滞納分を支払うことを求める。
- (二) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- (三) 仮執行の宣言を求める。

#### 五 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

#### (説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

議案第二十六号

文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

| 名 称        | 位 置                 |
|------------|---------------------|
| 文京区立白山交流館  | 東京都文京区白山四丁目二十七番十一号  |
| 文京区立千駄木交流館 | 東京都文京区千駄木三丁目四十二番二十号 |

二 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号

株式会社オーエンス

三 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第二十七号

文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

| 名 称        | 位 置               |
|------------|-------------------|
| 文京区立目白台交流館 | 東京都文京区目白台三丁目十八番七号 |
| 文京区立根津交流館  | 東京都文京区根津一丁目十四番三号  |

二 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目四十四番三号池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

三 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで



(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第二十八号

文京総合体育館等の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京総合体育館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

| 名 称          | 位 置               |
|--------------|-------------------|
| 文京総合体育館      | 東京都文京区本郷七丁目一番二号   |
| 文京スポーツセンター   | 東京都文京区大塚三丁目二十九番二号 |
| 文京江戸川橋体育館    | 東京都文京区小日向一丁目七番四号  |
| 文京区六義公園運動場   | 東京都文京区本駒込六丁目十六番十号 |
| 文京区後楽公園少年野球場 | 東京都文京区後楽一丁目六番二十五号 |
| 文京区小石川運動場    | 東京都文京区後楽一丁目八番二十三号 |

文京区竹早テニスコート

東京都文京区小石川五丁目九番一号

二 指定管理者

東京ドームグループ・ミズノ共同事業体

構成員（代表者）

東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドーム

構成員

東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドームスポーツ

構成員

東京都文京区後楽一丁目三番六十一号

株式会社東京ドームファシリテーズ

構成員

大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

美津濃株式会社

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第二十九号

文京区立肥後細川庭園の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立肥後細川庭園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設 東京都文京区目白台一丁目一番

文京区立肥後細川庭園

二 指定管理者 肥後細川庭園パークアップ共同体

構成員（代表者） 東京都文京区関口一丁目四十七番十二号

一般財団法人公園財団

構成員 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

西武造園株式会社

三 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第三十号

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

| 名 称          | 位 置               |
|--------------|-------------------|
| 文京区立根津児童館    | 東京都文京区根津一丁目十四番三号  |
| 文京区立目白台第二児童館 | 東京都文京区目白台三丁目十八番七号 |

二 指定管理者 東京都豊島区東池袋一丁目四十四番三号池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

三 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。